

平成 27 年

第 2 回志賀町議会臨時会

会 議 録

志 賀 町 議 会

平成 27 年第 2 回志賀町議会臨時会会議録

平成 27 年 5 月 8 日、第 2 回志賀町議会臨時会を志賀町役場議場に招集した。

(午前 10 時 00 分 開会)

(出席議員 15 名)

- | | |
|------|---------|
| 1 番 | 中 谷 松 助 |
| 2 番 | 福 田 晃 悦 |
| 3 番 | 稲 岡 健太郎 |
| 4 番 | 南 正 紀 |
| 5 番 | 寺 井 強 |
| 6 番 | 堂 下 健 一 |
| 7 番 | 南 政 夫 |
| 8 番 | 下 池 外巳造 |
| 10 番 | 越 後 敏 明 |
| 11 番 | 田 中 正 文 |
| 12 番 | 富 澤 軒 康 |
| 13 番 | 櫻 井 俊 一 |
| 14 番 | 林 一 夫 |
| 15 番 | 戸 坂 忠寸計 |
| 16 番 | 久 木 拓 栄 |

(欠席議員 1 名)

- | | |
|-----|---------|
| 9 番 | 須 磨 隆 正 |
|-----|---------|

(議案説明のため出席した者の職氏名)

- | | |
|-------------|---------|
| 町 長 | 小 泉 勝 |
| 副 町 長 | 庄 田 義 則 |
| 教 育 長 | 守 田 廣 三 |
| 総 務 課 長 | 新 田 辰 巳 |
| 富 来 支 所 長 | 岩 井 虎 男 |
| 企 画 財 政 課 長 | 増 田 廣 樹 |

| | |
|---------------|---------|
| 税 務 課 長 | 土 田 善 博 |
| 住 民 課 長 | 山 科 等 |
| 健康福祉課長 | 山 本 政 人 |
| 環境安全課長 | 荒 川 仁 |
| 商工観光課長兼情報推進課長 | 浜 村 大 |
| 農林水産課長 | 松 田 正 剛 |
| まち整備課長 | 細 川 一 元 |
| 富来病院事務長 | 北 富美夫 |
| 会計管理者(会計課長) | 谷 場 可 一 |
| 学校教育課長 | 寺 澤 俊 彦 |
| 生涯学習課長 | 平 井 清 |

(職務のために出席した者の職氏名)

| | |
|---------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 安 田 朗 |
| 議 会 事 務 局 参 事 | 村 井 直 |
| 議 会 事 務 局 主 査 | 宮 川 信 顕 |

(議事日程)

日 程 第 1 仮議席の指定

日 程 第 2 議長の選挙

(追加議事日程)

追加日程第 1 議席の指定

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

追加日程第 3 会期の決定

追加日程第 4 諸般の報告

追加日程第 5 副議長の選挙

追加日程第 6 常任委員の選任

追加日程第 7 議会運営委員の選任

追加日程第 8 議員提出 発議第 1 号 (説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

追加日程第 9 羽咋郡市広域圏事務組合議会議員の選挙

追加日程第 10 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

追加日程第 11 町長提出 報告第 3 号ないし第 17 号及び同意第 1 号（提案理由説明）

追加日程第 12 町長提出 同意第 1 号（即決）

追加日程第 13 町長提出 報告第 3 号ないし第 17 号（質疑、委員会付託、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）

追加日程第 14 各常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査事項の閉会中の継続審査の件

（ 臨 時 議 長 紹 介 ）

安田朗議会事務局長 本臨時会は一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の田中正文議員をご紹介申し上げます。田中議員には、議長席にお着き願います。

（臨時議長、議長席に着く）

田中正文臨時議長 ただ今ご紹介いただきました田中です。地方自治法第 107 条の規定により、臨時に議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

（ 開 会 ・ 開 議 ）

田中正文臨時議長 ただ今の出席議員は 15 名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から平成 27 年第 2 回志賀町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

須磨隆正君から、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたのでご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（ 町 長 あ い さ つ ）

小泉勝町長 議長。

田中正文臨時議長 町長が発言を求めていますので、これを許可します。

小泉町長。

小泉勝町長 皆さんおはようございます。平成 27 年第 2 回志賀町議会臨時会の開催にあ

たりお許しをいただき、一言ごあいさつを申し上げます。まずは、去る4月26日執行の町議会選挙におきまして当選の栄に浴された16名の議員各位に心からお祝いを申し上げます。今回、改選後初の議会ということで召集を申し上げますところ出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本年度は、本町にとって人口減少及び少子高齢化への課題への迅速かつ的確な対応や町の特徴を生かした自律的で持続的な地域社会の創生に取り組むため、志賀町地域創生総合戦略の策定や第二次志賀町総合計画の策定に向けた大変重要な一年であります。幸いにも諸般の事情に精通した議員各位をお迎えできましたことは、この上ない力強さをおぼえるところであります。今後とも町民が安心安全に暮らせるまちづくりのために共に邁進したいと考えておりますので、より一層のご指導とご協力をお願いを申し上げます。

どうか議員各位におかれましては、益々ご健勝でご活躍をされんことをご祈念申し上げます。甚だ簡単ではございますけれども私のあいさつとさせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

日程第1 仮議席の指定

田中正文臨時議長 日程に入り、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2 議長の選挙

田中正文臨時議長 次に、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

(事務局職員、出入り口を施錠)

田中正文臨時議長 ただ今の出席議員は15名であります。

次に、選挙立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、1番、中谷松助君、2番、福田晃悦君、3番、稲岡健太郎君を指名いたします。

投票用紙を配付します。念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

(事務局職員、投票用紙を配付)

田中正文臨時議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れを唱えるものなし)

田中正文臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(臨時議長は、投票箱を点検し異常がないことを確認)

田中正文臨時議長 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

事務局職員の点呼に応じ、順次投票願います。

安田朗議会事務局長 それでは、1番、中谷松助議員。

(中谷松助議員、投票)

安田朗議会事務局長 2番、福田晃悦議員。

(福田晃悦議員、投票)

安田朗議会事務局長 3番、稲岡健太郎議員。

(稲岡健太郎議員、投票)

安田朗議会事務局長 4番、南正紀議員。

(南正紀議員、投票)

安田朗議会事務局長 5番、寺井強議員。

(寺井強議員、投票)

安田朗議会事務局長 6番、堂下健一議員。

(堂下健一議員、投票)

安田朗議会事務局長 7番、南政夫議員。

(南政夫議員、投票)

安田朗議会事務局長 8番、下池外巳造議員。

(下池外巳造議員、投票)

安田朗議会事務局長 10番、越後敏明議員。

(越後敏明議員、投票)

安田朗議会事務局長 12番、富澤軒康議員。

(富澤軒康議員、投票)

安田朗議会事務局長 13番、櫻井俊一議員。

(櫻井俊一議員、投票)

安田朗議会事務局長 14 番、林一夫議員。

(林一夫議員、投票)

安田朗議会事務局長 15 番、戸坂忠寸計議員。

(戸坂忠寸計議員、投票)

安田朗議会事務局長 16 番、久木拓栄議員。

(久木拓栄議員、投票)

安田朗議会事務局長 11 番、田中正文議員。

(田中正文議員、投票)

田中正文臨時議長 投票漏れはありますか。

(投票漏れを唱えるものなし)

田中正文臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただ今から開票を行います。

先に指名しました、中谷松助君、福田晃悦君、稲岡健太郎君は、前に進み、
開票の立ち会いをお願いいたします。

(事務局職員は、開票作業を行い投票用紙及び結果用紙を臨時議長に提示)

田中正文臨時議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 15 票、うち有効投票 15 票、無効投票 0 票。有効投票のうち、越後
敏明君 14 票、中谷松助君 1 票。この選挙の法定得票数は、3.75 票であります。

したがって、越後敏明君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(事務局職員、出入り口を解錠)

田中正文臨時議長 ただ今議長に当選された越後敏明君が議場におられますので、会議
規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

(議 長 当 選 の あ い さ つ)

越後敏明議長 議長。

田中正文臨時議長 越後敏明君が発言を求めていますので、これを許可します。

越後敏明議長 一言お礼の言葉を述べさせていただきます。今ほどは、伝統ある志賀町
議会議長に議員各位の皆さん方のご推挙によりまして、議長ということで当

選させていただきました。誠にありがとうございます。

議長という大役は私にとりまして誠に光栄なことであると同時に、また責任の重さを痛感しております。この上は町発展に向け、住みよいまちづくりへ全力で職務を全うしていきたいと思っております。

何分にも浅学非才の身なれば、議員各位及び町執行部、そして町民の皆様方のさらなるご指導ご鞭撻を賜りますよう、ここをお願いを申し上げまして、誠に簡単措辞でございますがお礼の言葉と就任のごあいさつに代えさせていただきます。本日はどうも誠にありがとうございました。

(議 長 交 代)

田中正文臨時議長 ここで議長と交代いたします。

大変ご協力ありがとうございました。

(臨時議長、自席に戻る)

(議長、議長席に着く)

越後敏明議長 議事運営協議のため、ここで暫時休憩します。

(午前10時18分 休憩)

(再 開)

(午前10時30分 再開)

(出席議員 15名)

| | |
|-----|-------|
| 1番 | 中谷松助 |
| 2番 | 福田晃悦 |
| 3番 | 稲岡健太郎 |
| 4番 | 南正紀 |
| 5番 | 寺井強 |
| 6番 | 堂下健一 |
| 7番 | 南政夫 |
| 8番 | 下池外巳造 |
| 10番 | 越後敏明 |
| 11番 | 田中正文 |

12番 富澤軒康
13番 櫻井俊一
14番 林 一夫
15番 戸坂忠寸計
16番 久木拓栄

(欠席議員 1名)

9番 須磨隆正

越後敏明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただ今配付しました議事を日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

追加日程第1 議席の指定

越後敏明議長 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

追加日程第2 会議録署名議員の指名

越後敏明議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員に、1番、中谷松助君、2番、福田晃悦君を指名します。

追加日程第3 会期の決定

越後敏明議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日限りとしたいと思います。これにご異議ありません

か。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日限りとすることに決しました。

追加日程第4 諸般の報告

越後敏明議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

追加日程第5 副議長の選挙

越後敏明議長 次に、副議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(事務局職員、出入り口を施錠)

越後敏明議長 ただ今の出席議員は15名であります。

次に、選挙立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、4番、南正紀君、5番、寺井強君、6番、堂下健一君を指名します。

投票用紙を配付します。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(事務局職員、投票用紙を配付)

越後敏明議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れを唱えるものなし)

越後敏明議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(議長は投票箱を点検し、異常がないことを確認)

越後敏明議長 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

事務局職員の点呼に応じ、順次投票を願います。

安田朗議会事務局長 1番、中谷松助議員。

(中谷松助議員、投票)

安田朗議会事務局長 2番、福田晃悦議員。

(福田晃悦議員、投票)

安田朗議会事務局長 3番、稲岡健太郎議員。

(稲岡健太郎議員、投票)

安田朗議会事務局長 4番、南正紀議員。

(南正紀議員、投票)

安田朗議会事務局長 5番、寺井強議員。

(寺井強議員、投票)

安田朗議会事務局長 6番、堂下健一議員。

(堂下健一議員、投票)

安田朗議会事務局長 7番、南政夫議員。

(南政夫議員、投票)

安田朗議会事務局長 8番、下池外巳造議員。

(下池外巳造議員、投票)

安田朗議会事務局長 11番、田中正文議員。

(田中正文議員、投票)

安田朗議会事務局長 12番、富澤軒康議員。

(富澤軒康議員、投票)

安田朗議会事務局長 13番、櫻井俊一議員。

(櫻井俊一議員、投票)

安田朗議会事務局長 14番、林一夫議員。

(林一夫議員、投票)

安田朗議会事務局長 15番、戸坂忠寸計議員。

(戸坂忠寸計議員、投票)

安田朗議会事務局長 16番、久木拓栄議員。

(久木拓栄議員、投票)

安田朗議会事務局長 10番、越後敏明議員。

(越後敏明議員、投票)

越後敏明議長 投票漏れはありますか。

(投票漏れを唱えるものなし)

越後敏明議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただ今から開票を行います。

先に指名しました、南正紀君、寺井強君、堂下健一君は前に進み、開票の立ち会いをお願いします。

(事務局職員は、開票作業を行い投票用紙及び結果用紙を議長に提示)

越後敏明議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 15 票、うち有効投票 15 票、無効投票 0 票。有効投票のうち、寺井強君 14 票、中谷松助君 1 票。この選挙の法定得票数は、3.75 票であります。

したがって、寺井強君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(事務局職員、出入り口を解錠)

越後敏明議長 ただ今副議長に当選された寺井強君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

(副 議 長 当 選 の あ い さ つ)

寺井強副議長 はい、議長。

越後敏明議長 寺井強後が発言を求めていますので、これを許可します。

寺井強副議長 ただ今の選挙により、名誉ある志賀町議会副議長の席に就かせていただくことに身が引き締まる思いで、この場に立たせていただいております。

今後は、議長の補佐役として微力ではございますが、志賀町及び志賀町議会発展のため邁進して参りたいと決意しておりますので、どうか議員各位のご指導、そして町長をはじめ町執行部のご協力を切にお願い申し上げ、誠に簡単ではございますが、就任にあたってのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

追加日程第 6 常任委員の選任

越後敏明議長 次に、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、お手元

に配付の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、常任委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

追加日程第7 議会運営委員の選任

越後敏明議長 次に、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

ただ今選任されました各常任委員及び議会運営委員は、委員会条例第9条第1項の規定により、休憩中に会議室で、各常任委員会及び議会運営委員会を順次開催し、正副委員長の互選を行ってください。

ここで、暫時休憩します。

(午前10時45分 休憩)

(再 開)

(午前11時15分 再開)

(出席議員 15名)

| | |
|----|-------|
| 1番 | 中谷松助 |
| 2番 | 福田晃悦 |
| 3番 | 稲岡健太郎 |
| 4番 | 南正紀 |
| 5番 | 寺井強 |
| 6番 | 堂下健一 |

7番 南 政 夫
8番 下 池 外巳造
10番 越 後 敏 明
11番 田 中 正 文
12番 富 澤 軒 康
13番 櫻 井 俊 一
14番 林 一 夫
15番 戸 坂 忠寸計
16番 久 木 拓 栄

(欠席議員 1名)

9番 須 磨 隆 正

越後敏明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事運営の都合により、あらかじめこれを延長します。
休憩中、各常任委員会及び議会運営委員会において、正副委員長の互選が行
われました。その結果が、議長の手元に参っておりますので、この際ご報告し
ます。

総務産業建設常任委員会委員長、田中正文君。同副委員長、南正紀君。教育
民生常任委員会委員長、久木拓栄君。同副委員長、福田晃悦君。予算決算常任
委員会委員長、南政夫君。同副委員長、稲岡健太郎君。議会運営委員会委員長、
戸坂忠寸計君。同副委員長、富澤軒康君。

以上のとおり互選された旨、報告がありました。

追加日程第8 議員提出 発議第1号（説明、質疑、委員会付託、討論、採決）

越後敏明議長 次に、本日、久木拓栄君ほか13名から提出のありました、発議第1号
特別委員会設置に関する決議について、議題とします。

(質疑、委員会付託、討論の省略)

越後敏明議長 お諮りします。

本案は、議長を除く全議員からの提出であり、事理明白のため、この際、説

明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。よって、以上のとおり決しました。

(採 決)

越後敏明議長 これより、採決します。

本案の採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 14名)

越後敏明議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました各特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、ただ今から配付する名簿のとおり、原子力発電所対策特別委員会の委員に、議長を除く全議員を。定住対策特別委員会の委員に、中谷松助君、福田晃悦君、稲岡健太郎君、南正紀君、寺井強君、堂下健一君、南政夫君、富澤軒康君。議会広報特別委員会の委員に、福田晃悦君、稲岡健太郎君、南正紀君、寺井強君、南政夫君、富澤軒康君をそれぞれ指名したいと思います。

(事務局職員、資料を配付)

越後敏明議長 これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員は、以上のとおり選任することに決しました。

なお、選任された各委員は、委員会条例第9条第1項の規定により、休憩中に会議室で、順次、特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

ここで、暫時休憩します。

(午前11時19分 休憩)

(再 開)

(午後1時00分 再開)

(出席議員 15名)

- | | |
|-----|-------|
| 1番 | 中谷松助 |
| 2番 | 福田晃悦 |
| 3番 | 稲岡健太郎 |
| 4番 | 南正紀 |
| 5番 | 寺井強 |
| 6番 | 堂下健一 |
| 7番 | 南政夫 |
| 8番 | 下池外巳造 |
| 10番 | 越後敏明 |
| 11番 | 田中正文 |
| 12番 | 富澤軒康 |
| 13番 | 櫻井俊一 |
| 14番 | 林一夫 |
| 15番 | 戸坂忠寸計 |
| 16番 | 久木拓栄 |

(欠席議員 1名)

- | | |
|----|------|
| 9番 | 須磨隆正 |
|----|------|

越後敏明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、各特別委員会で、正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいておりますので、この際ご報告します。

原子力発電所対策特別委員会委員長、林一夫君。同副委員長、富澤軒康君。
定住対策特別委員会委員長、福田晃悦君。同副委員長、稲岡健太郎君。議会広報特別委員会委員長、稲岡健太郎君。同副委員長、寺井強君。

以上のとおり互選された旨、報告がありました。

追加日程第9 羽咋郡市広域圏事務組合議会議員の選挙

越後敏明議長 次に、羽咋郡市広域圏事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

羽咋郡市広域圏事務組合議会議員に、田中正文君、櫻井俊一君、林一夫君、戸坂忠寸計君、久木拓栄君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました諸君を、羽咋郡市広域圏事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君が、羽咋郡市広域圏事務組合議会議員に当選されました。

ただ今当選された諸君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

追加日程第10 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

越後敏明議長 次に、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、越後敏明を指名します。

お諮りします。

ただ今指名しました、私、越後敏明を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただ今の選挙の結果、私、越後敏明が石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

追加日程第11 町長提出 報告第3号ないし第17号及び同意第1号（提案理由説明）

越後敏明議長 次に、本日町長から提出のありました報告第3号ないし第17号及び同意第1号を、一括して議題とします。

以上の各件に対する町長の提案理由を求めます。

小泉勝町長 はい、議長。

越後敏明議長 小泉町長。

小泉勝町長 さきほど、越後議長、寺井副議長の選出をはじめ、各委員が組織をされ、名実ともに新生志賀町議会が誕生をいたしました。心からお祝いを申し上げます。議員各位におかれましては、これまで培ってきた豊富な経験と卓越した手腕を遺憾なく発揮され、これまでも増して円滑な議会運営と志賀町発展のため、なお一層のご尽力をいただきますよう心からお願いを

申し上げます。

それでは、本臨時会に提案申し上げ、ご審議いただく案件について、順を追って、その大要をご説明申し上げます。

案件は、損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定、平成 26 年度の一般会計及び特別会計の補正予算並びに条例の一部改正等、専決処分の報告が 15 件、監査委員の選任同意 1 件の合計 16 件であります。

報告第 3 号は、平成 27 年 2 月 17 日、志賀町立加茂小学校の駐車場において、公用車が誤って駐車中の車両に接触し、その一部を破損した事故について、平成 27 年 3 月 22 日に和解が成立し、その損害を賠償したものであり、関係法令に基づき、議会にご報告するものであります。

続いて、報告第 4 号から報告第 13 号までは、平成 26 年度の一般会計及び特別会計の補正予算であり、いずれも本年 3 月 31 日をもって専決処分をしましたので、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

報告第 4 号 志賀町一般会計補正予算（第 6 号）は、年度末の決算見込みにより、町税の増額及び地方譲与税、各種交付金、特別交付税などの交付確定や各事業の実績見込みに伴う財源調整を主とした所要額の補正のほか、繰越明許費補正、地方債補正を行ったものであります。

報告第 5 号から報告第 13 号については、各特別会計について、いずれも事業の確定及び精算見込みにより補正を行ったものであります。

報告第 14 号から報告第 17 号については、条例の一部改正であり、いずれも本年 3 月 31 日付けで専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

報告第 14 号 志賀町税条例等の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、町税に係る減免の申請期限の延長、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の見直し、軽自動車税の特例及び税率の引上げ時期の延長等、所要の改正を行ったものであります。

報告第 15 号 志賀町都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、不均一課税に係る特例対象資産の追加及び特例対象年度の延長等、所要の改正を行ったものであります。

報告第 16 号 志賀町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例

に関する条例の一部を改正する条例については、半島振興法の一部を改正する法律等の公布に伴い、不均一課税に係る特例対象業種の追加等、所要の改正を行ったものであります。

報告第 17 号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、国民健康保険税の課税限度額を上げるとともに、均等割・所得割の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の所得判定基準を緩和することにより対象世帯を拡大し、中間所得層の負担軽減を図るため、所要の改正を行ったものであります。

次に、同意第 1 号 監査委員の選任については、議員選任の監査委員でありました戸坂忠寸計氏が、本年 4 月 30 日をもって退職したことに伴い、後任に櫻井俊一氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

以上、本定例会提出案件 16 件について概要説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、議事の進行に従い、私または関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

越後敏明議長 説明を終わります。

追加日程第 12 町長提出 同意第 1 号（即決）

越後敏明議長 次に、町長から提出されました議案のうち、同意第 1 号 監査委員の選任について、を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により、櫻井俊一君の退場を求めます。

（午後 1 時 10 分 櫻井俊一議員退場）

（質疑、委員会付託、討論の省略）

越後敏明議長 お諮りします。

本件は人事案件につき、この際、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

中谷松助議員 議長。

越後敏明議長 1 番、中谷松助君。登壇をお願いいたします。

中谷松助議員 一つご質問させてください。提案理由の報告第 17 号の 5 割軽減及び 2 割軽減の所得判定基準を緩和することにより対象世帯を拡大し、中間所得層の。

越後敏明議長 中谷議員さん。ただ今議題としておりますのは、監査委員の選出についての議題でありますので。

中谷松助議員 ああそうですか。

越後敏明議長 お諮りします。

本件は人事案件につき、この際、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は、直ちに採決することに決しました。

(採 決)

越後敏明議長 これより、採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 14 名)

越後敏明議長 起立全員。

よって、本件は同意することに決しました。

櫻井俊一君の入場を求めます。

(午後 1 時 13 分 櫻井俊一議員入場)

追加日程第 13 町長提出 報告第 3 号ないし第 17 号 (質疑、委員会付託、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決)

越後敏明議長 次に、町長から提出のありました、報告第 3 号ないし第 17 号を、一括して議題とします。

(質 疑)

越後敏明議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

中谷松助議員 はい、議長。

越後敏明議長 1番、中谷松助君。

中谷松助議員 一つご質問します。提案理由の報告第17号の5割軽減及び2割軽減の所得判定基準を緩和することにより対象世帯を拡大し、中間所得者層の負担軽減を図るためとあります。この中の、中間所得者層というのは、本町では大体どの程度の人数がおられるのかお聞きします。

越後敏明議長 山科住民課長。

山科住民課長 中谷議員さんの質問にお答えいたします。

中間所得層というのは、その基準額ですね。基準額が、本来、5割軽減、2割軽減の場合ですが、基礎控除がありまして、そこに24万5,000円かける世帯人数というのがあります。それがいま緩和になって、24万5,000円が26万円になりますよという、その世帯数に応じた人数が緩和になるということで、今、この5割軽減、2割軽減につきましての軽減で、新たに対象となるのが80人ほど対象となるというのが想定です。ただ、まだ6月に所得税、住民税が確定していませんので、25年度の所得によつての算定であります。

越後敏明議長 他にありませんか。

(発言なし)

越後敏明議長 ないようですので、質疑を終結します。

報告第4号ないし第17号を、配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

ここで、暫時休憩します。

(午後1時16分 休憩)

(再 開)

(午後6時00分 再開)

(出席議員 15名)

| | |
|----|-------|
| 1番 | 中谷松助 |
| 2番 | 福田晃悦 |
| 3番 | 稲岡健太郎 |
| 4番 | 南正紀 |
| 5番 | 寺井強 |

6番 堂 下 健 一
7番 南 政 夫
8番 下 池 外巳造
10番 越 後 敏 明
11番 田 中 正 文
12番 富 澤 軒 康
13番 櫻 井 俊 一
14番 林 一 夫
15番 戸 坂 忠寸計
16番 久 木 拓 栄

(欠席議員 1名)

9番 須 磨 隆 正

越後敏明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

各件の、常任委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、田中正文君。

田中正文総務産業建設常任委員長 はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今臨時会におきまして、当委員会に付託された報告3件につきまして、本日、委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果について、ご報告申し上げます。

報告第14号 専決処分の承認について（志賀町税条例等の一部を改正する条例）、同第15号 専決処分の承認について（志賀町都市計画税条例の一部を改正する条例）、同第16号 専決処分の承認について（志賀町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）、これらの案件は、地方税法及び半島振興法の一部改正による関係条例の改正との説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって承認すべきものと決した次第であります。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

越後敏明議長 教育民生常任委員会委員長、久木拓栄君。

久木拓栄教育民生常任委員長 議長。

教育民生常任委員会報告をいたします。

今臨時会において、当委員会に付託をされました報告1件について、本日、委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査をいたしましたので、その経過及び結果について、ご報告を申し上げます。

報告第17号 専決処分の承認について（志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、地方税法の改正による当該条例の改正との説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって承認をすべきものと決した次第であります。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

越後敏明議長 予算決算常任委員会委員長、南政夫君。

南政夫予算決算常任委員長 はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をします。

今臨時会において、当委員会に付託された報告10件について、本日、委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果について、ご報告申し上げます。

報告第4号 専決処分の承認について（平成26年度志賀町一般会計補正予算（第6号））、同第5号 専決処分の承認について（平成26年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号））、同第6号 専決処分の承認について（平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））、同第7号 専決処分の承認について（平成26年度志賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））、同第8号 専決処分の承認について（平成26年度志賀町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））、同第9号 専決処分の承認について（平成26年度志賀町地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号））、同第10号 専決処分の承認について（平成26年度志賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号））、同第11号 専決処分の承認について（平成26年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第4号））、同第12号 専決処分の承認について（平成26年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第4号））、同第13号 専決処分の承認について（平成26年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補

正予算（第3号）、以上、これらの案件は、事業の実績または確定に伴う補正予算であり、委員会の審査経過につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、経過報告は省略させていただきますが、いずれの案件も採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決した次第であります。

以上、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

越後敏明議長 委員長報告を終わります。

（ 質 疑 ）

越後敏明議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

（質疑なし）

越後敏明議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

（ 討 論 ）

越後敏明議長 これより、各件に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言なし）

越後敏明議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言なし）

越後敏明議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

（ 採 決 ）

越後敏明議長 これより、採決します。

まず、町長提出 報告第4号 専決処分の承認について（平成26年度志賀町一般会計補正予算（第6号））を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 14名）

越後敏明議長 起立全員。

よって、本件は委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、町長提出 報告第 5 号 専決処分の承認について（平成 26 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号））ないし報告第 13 号 専決処分の承認について（平成 26 年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 3 号））を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案承認であります。各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、各件は委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、町長提出 報告第 14 号 専決処分の承認について（志賀町税条例等の一部を改正する条例）ないし第 17 号 専決処分の承認について（志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案承認であります。各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、承認されました。

追加日程第 14 各常任委員会所管事務調査事項の閉会中継続審査の件

越後敏明議長 追加日程第 14、次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、所管事務調査の閉会中継続審査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

越後敏明議長 以上をもちまして、本臨時会の議事、すべてを終了しました。

平成 27 年第 2 回志賀町議会臨時会は、これをもちまして閉会します。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 6 時 11 分 閉会)

議 長 報 告

1 議長報告第 12 号

入札結果報告について

(平成 27 年 3 月 18 日 2 件)

(平成 27 年 4 月 2 日 2 件)

(平成 27 年 4 月 22 日 10 件)

2 議長報告第 13 号

例月出納検査の結果について

(平成 27 年 3 月 24 日実施分)

3 議長報告第 14 号

閉会中の継続審査について

- ・ 予算決算常任委員会委員長
- ・ 総務産業建設常任委員会委員長
- ・ 教育民生常任委員会委員長
- ・ 議会運営委員会委員長

6 議長報告第 15 号

委員会審査報告について

- ・ 予算決算常任委員会委員長
- ・ 総務産業建設常任委員会委員長
- ・ 教育民生常任委員会委員長

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会臨時議長 田 中 正 文

志賀町議会議長 越 後 敏 明

志賀町議会議員 中 谷 松 助

志賀町議会議員 福 田 晃 悦